

(第 5 9 号議案)

住居表示に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正骨子

第 1 条の目的を趣旨に変更し、第 5 条、第 6 条の規定を廃止するとともに経過措置に関する規定を整備する。

2 改正理由

住居表示台帳については、中野区公開型GIS「なかのデータマップ」を活用し、個人名や建物名等を除く公開可能なデータをなかのデータマップ上で公開することにより、区民や事業者が閲覧やオープンデータとしてダウンロードして自由に利用可能とする。これに合わせ、住居表示台帳の写しの交付手数料等については実費相当額とするため、住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付並びに手数料に係る規定を廃止する必要がある。

3 施行時期

令和 7 年 7 月 1 日

4 その他資料

別紙「住居表示に関する条例新旧対照表」

住居表示に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に<u>基づき</u>、住居の表示に関し必要な事項を定める<u>もの</u>とする。 第2条～第4条 （略）	<u>(目的)</u> 第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。<u>以下「法」という。</u>）第4条及び第8条第2項の規定に<u>基づく</u>住居の表示に関し必要な事項<u>並びに</u>住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付に<u>関し必要な事項</u>を定めることを目的とする。 第2条～第4条 （略） <u>(住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付)</u> 第5条 何人も、規則で定めるところにより、<u>法第9条第1項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）並びに第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る書類（平面図を除く。以下「届出書等」という。）の写しの閲覧及び交付を請求することができる。</u> <u>2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、個人情報（個人生活に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいう。）の保護に最大限配慮した上で、住居表示台帳及び届出書等の写しを閲覧させ、又は交付するものとする。</u> <u>(手数料)</u> 第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳又は届出書等の写しの閲覧若しくは交付を請求する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。 (1) 住居表示台帳の写しの閲覧 1街区につき100円 (2) 住居表示台帳の写しの交付 1街区につき300円 (3) 届出書等の写しの閲覧 1件につき100円 (4) 届出書等の写しの交付 1件につき300円

(委任) <u>第5条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。 付 則 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の日前にされた改正前の第5条第1項の規定による住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付の請求に係る住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付並びに当該請求に係る手数料については、なお従前の例による。</u>	<u>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める関係人から同項第1号の閲覧の請求があつたときは、手数料を徴収しない。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者から同項第2号の交付の請求があつたときは、手数料を徴収しない。</u> <u>(1) 当該請求に係る住居表示台帳の対象となる街区の区域（以下「対象区域」という。）内に住所を有する者</u> <u>(2) 対象区域内に、建物その他の工作物を所有し、管理し、又は占有する者</u> <u>(3) 前2号に準ずる者として区長が認めるもの</u> <u>4 既納の手数料は、返還しない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>5 区長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を免除することができる。</u> (委任) <u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。 付 則 (略)
---	--